

第百三十二回国 参議院農林水産委員会會議録第一号

平成七年二月八日(水曜日)
正午開会

横尾 和伸君 風間 昶君

出席者は左のとおり。

委員氏名
委員長 青木 幹雄君
理事 大塚清次郎君
理事 佐藤 静雄君
理事 稲村 稔夫君
理事 菅野 久光君
理事 星川 保松君
理事 井上 吉夫君
理事 浦田 勝君
理事 北 修二君
理事 高木 正明君
理事 吉川 芳男君
理事 谷本 嶺君
理事 野別 隆俊君
理事 細谷 昭雄君
理事 村沢 牧君
理事 刈田 貞子君
理事 都築 譲君
理事 矢原 秀男君
理事 井上 哲夫君
理事 林 紀子君
理事 喜屋武眞榮君

委員

青木 幹雄君
大塚清次郎君
佐藤 静雄君
稲村 稔夫君
菅野 久光君
星川 保松君
井上 吉夫君
浦田 勝君
北 修二君
高木 正明君
吉川 芳男君
谷本 嶺君
野別 隆俊君
細谷 昭雄君
村沢 牧君
刈田 貞子君
都築 譲君
矢原 秀男君
井上 哲夫君
林 紀子君
喜屋武眞榮君

政府委員

農林水産大臣

大河原太一郎君

委員の異動

一月二十六日

許任 秀男君

補欠選任 風間 昶君

二月二日

許任 昶君

補欠選任 横尾 和伸君

二月三日

許任 風間 昶君

補欠選任 補欠選任

農林水産省畜産局長 高木 勇樹君
農林水産省食品流通局長 鈴木 久司君
農林水産技術会議事務局局長 山本 徹君
食糧庁長官 上野 博史君
林野庁長官 入澤 肇君
水産庁長官 鎮西 迪雄君
事務局側
常任委員会専門員 秋本 達徳君

本日の會議に付した案件

○国政調査に関する件

○農林水産政策に関する調査
(平成七年度の農林水産行政の基本施策に関する件)

○青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木幹雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
去る一月十七日に発生いたしました平成七年兵庫県南部地震により、多数のとうとい人命を失いましたことはまことに痛ましい限りでございます。犠牲者の方々に心から弔意を表します。
ここに、犠牲者の御冥福を祈り、黙禱をさせていただきます。
御起立をお願いします。黙禱。

〔総員起立、黙禱〕
○委員長(青木幹雄君) 黙禱を終わります。御着席願います。

○委員長(青木幹雄君) 委員の異動について御報告いたします。
去る一月十八日、西岡瑠璃子君が委員を辞任され、その補欠として細谷昭雄君が選任されました。
また、同月二十六日、矢原秀男君が委員を辞任され、その補欠として風間昶君が選任されました。

○委員長(青木幹雄君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。
本委員会は、今期国会におきましても、農林水産政策に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木幹雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青木幹雄君) 農林水産政策に関する調査を議題といたします。
平成七年度の農林水産行政の基本施策について、農林水産大臣から所信を聴取いたします。大河原農林水産大臣。

○国務大臣(大河原太一郎君) 農林水産委員会の開催に当たり、まず、関西地方を襲った兵庫県南部地震により亡くなられた方々とその御遺族に深く哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々や避難生活を続けておられる方々に心からお見舞い申し上げます。
私自身といたしましても、地震発生の連絡を受け、直ちに、被害状況の調査と必要かつ万全の対

策を講じるよう指示いたしました。被災地域において緊急に必要な食料等の救援物資の提供体制を整備するとともに、いち早く神戸市に食料等供給現地対策本部を開設し、実情を掌握しながら、救援物資の円滑な供給確保に努めているところであります。

また、地震による農林水産業への被害の大きい淡路島につきましては、被害状況の現地調査と必要対策の検討を行わせております。

今回の地震の被害は、農林水産物の生産、流通、消費等多方面に及んでおります。私は、農林水産行政を預かる者として、また、食料の安定供給に責任を持つ者として、対応に万遺憾なきを期するよう全力を尽くしてまいっている所存であります。それでは、農林水産行政の推進に関し、私の所信の一端を申し上げます。

農林水産業は、国民生活に不可欠な食料等の安定供給という大切な使命に加えて、地域経済・社会の安定と維持発展、国土や自然環境の保全など極めて多様な重要な役割を果たしております。また、国土の大宗を占める農山漁村は、生産の場であり、かつ、農林漁業者と地域住民の生活の場であることはもとより、伝統に裏づけられた個性に富む地域文化をはぐくみ、緑と潤いに満ちた生活・余暇空間を国民全体に提供するという機能を有する国民共有の財産であります。

こうした役割や機能を持つ我が国の農林水産業と農山漁村をめぐる状況は、我が国経済の国際化、高度化、人口や産業の都市への集中といった諸情勢の変化の中で、従事者の減少、高齢化の進行、山村等における過疎化など近年大きく変貌しております。

特に、本年四月からのウルグアイ・ラウンド農業合意の実施により、我が国農業・農村は新たな国境措置のもとで厳しい環境のもとに置かれることになると認識しております。

このような中で、今後の農林水産行政を推進するに当たっては、長期的展望のもとに、着実に魅力あふれる農林水産業と活力ある農山漁村を実現

していくとともに、国土の均衡と特色ある発展を図ることが重要であります。また、このような取り組みこそが、総理が施政方針演説で述べられた「創造とやさしさの国づくり」に通ずるものであると確信しております。

このため、農林水産省といたしましては、昨年八月の農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を今後の政策推進の指針として、農林水産業の二十一世紀に向けた飛躍を図るとともに、農山漁村が多様な活力ある地域社会として発展することができるよう努めてまいります。

以下、平成七年度における主要な農林水産施策について申し上げます。

まず、農業の振興と農村地域の活性化について

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う影響を極力緩和するとともに、我が国農業・農村の自立と持続的発展を期して、昨年十月に決定されたウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に基づき、関連対策の着実な推進を図るとともに、農業の体質強化と活力に満ちた農村地域の建設を図るため、以下のような各般の施策を積極的に展開してまいります。

第一は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進であります。

「新しい食料・農業・農村政策の方向」、いわゆる新政策が目指す効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を担う力強い農業構造を実現するため、育成すべき農業経営への農地利用の集積、その安定的な展開のための負債対策、土地改良負担金対策の推進を図るとともに、就農支援のための無利子資金の貸し付けによる新規就農者の確保、国境措置の変更に伴う各作物の特色に応じた対策を推進します。

また、効率的かつ安定的な農業経営による生産展開のための基礎的條件の整備を図るため、高生産性農業基盤の整備の重点的かつ加速的な推進を図るとともに、地域の農業生産の高度化等のため

の諸施設の整備、生産現場に直結した新技術の開発を進めます。

さらに、ウルグアイ・ラウンド農業合意の影響が特に大きくあらわれるおそれのある中山間地域等農山村地域の活性化のため、新規作物の導入推進のための無利子資金の貸し付け、生産基盤と生活環境の一体的整備、地域産品・地域資源等に関する情報の発信拠点の大都市における整備を図るとともに、農地保全活動を推進します。

また、以上の施策とあわせて、暮らしやすく、開かれた農山村地域を建設するため、道路等アクセス条件の改善、上下水道等の整備、情報通信の高度化の促進、医療、保健、福祉水準の向上、教育、文化施設の整備等、各種の施策が関係各省庁において講じられることになっております。

第二は、担い手に焦点を置いた効率的かつ安定的な農業経営の育成であります。

経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、経営改善に向けての融資制度を含む総合的な支援策を講じるとともに、次代の農業を担う意欲と経営能力にすぐれた青年農業者等の育成確保対策の充実強化、農山漁村の女性、高齢者の地位向上、一層の能力の発揮等に資するよう対策の充実を図ります。

また、担い手への農地利用の集積に資する農業生産基盤整備を推進するとともに、新たな農業構造改善事業の発足により、担い手を中核とした地域農業の生産体制の確立を図ります。

さらに、畜産、畑作、野菜、果樹・花卉など、それぞれの生産部門に応じて、各種の施策を総合的に展開するとともに、生産者、生産者団体の一層の主体的取り組みを基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、水田営農活性化対策を着実に推進します。

第三は、中山間地域等の農山漁村地域の活性化であります。特に、国土や自然環境の保全に寄与している中山間地域の活性化は、国土の健全な発展を図る上で極めて重要であります。

このため、地域における起業支援、都市等

に比べて立ちおくれている生活環境と生産基盤の一体的な整備、都市との交流促進等総合的視点に立った地域活性化の支援措置として、山村振興等農林漁業特別対策事業の創設、地域条件に応じた生産基盤整備等を推進する中山間地域総合整備事業の拡充等の施策を講じるとともに、中山間ふるさと・水と土基金の充実、グリーン・ツーリズム等都市との連携による地域おこしの活動の支援等を行います。

第四は、新技術の開発普及の推進等でありま

農林水産業に関する重要政策課題に対応するため、農業の生産性向上、環境問題等への取り組みを強化するための研究を推進していくことが必要であります。

このため、次世代を担う画期的な水稲品種の育成、革新的な農業機械等の開発、実用化とその利用促進等を推進するとともに、ゲノム解析研究を初めとする基礎的、先導的研究を強化します。

また、効率的かつ安定的な農業経営の育成等に資するため、農業に関する総合的な普及指導体制を確立するとともに、統計の整備と行政の情報化を推進します。

第五は、環境問題への積極的な対応と国際協力の推進であります。

農業が有する環境保全機能と物質循環型産業としての環境に優しい特質を最大限に活用することができるよう、地域合意に基づく環境保全型農業の総合的な推進を図るとともに、家畜ふん尿処理施設の整備、堆肥の利用促進等畜産環境対策の強化、再資源化技術の開発等食品産業における環境対策の総合的な推進を図ります。

さらに、熱帯林を初めとする森林保全対策、砂漠化防止、農地保全対策等地球環境保全対策の拡充を図るとともに、開発途上国への技術支援等に関する企画調査の実施など、農林水産分野における国際協力を推進します。

第六は、食品の加工、流通及び消費対策等の推進であります。

食品産業の競争力の強化と国産農産物の利用拡大との両立を目指し、農業生産から加工、流通、消費を含めた一連の流れであるフードシステム全体としての高度化を図るとともに、農産加工対策など食品産業の経営基盤の強化、技術開発、卸売市場の整備、食品産業の活性化等を推進します。

また、食品の安全性確保対策の充実、食品の日付表示の適正化のための点検指導の実施等消費者対策の充実を図ります。

このほか、農林漁業金融公庫資金の充実等にも努めてまいります。

次に、林業の振興についてであります。

緑と水の源泉である森林は、地球環境を保全する上でも、豊かな国民生活の土台を築く上でもかけがえのない重要な役割を果たしており、国民の森林・林業に対する要請も、水資源の涵養、国土の保全、保健休養の場の提供等ますます多様化、高度化してきております。一方、このような森林・林業、木材産業を取り巻く情勢は、森林を守り育ててきた山村の過疎化、高齢化の進行、木材価格の低迷等依然として厳しい状況にあります。

このような状況に対処し、林業、木材産業の活性化と緑豊かな森林・山村の整備を図るため、住宅資材の標準化等木材供給低コスト化のための総合的な対策を推進するとともに、森林の流域管理システムを実行段階に移し、流域林業の新たな展開を図ります。

さらに、良質な水の安定的供給、豊かで美しい環境の整備、安全で快適な国土空間の創出のため、造林、林道、治山の各事業を計画的に推進します。

また、国有林野事業につきましては、国有林野事業の改善に関する計画に即して、経営改善を着実に推進します。

次に、水産業の振興についてであります。

水産業は、健康的で豊かな日本型食生活を支える水産物の国民への安定的供給、漁村地域における主要な就業機会の提供など、多様で重要な役割を有しております。他方、現在、公海漁業に対す

る規制の強化等に加え、近年の漁獲量の減少、価格低迷等による漁業経営状況の悪化、就業者の減少や高齢化による漁村活力の低下等、内外ともに難しい局面を迎えております。

このような中で、二十一世紀に向け新たなニーズに対応した水産業の振興と活力ある漁村の形成を期して、中小漁業者の経営改善に向けた取り組みを支援するために必要な低利の短期運転資金を貸し付ける漁業経営改善促進資金の創設等、水産制度金融の総合的な充実強化を図ります。また、漁業生産構造の再編整備を弾力的、効率的に進めるとともに、国内水産物の競争力の強化等を図るための広域的な協力体制、流通加工施設の整備を図ります。

さらに、漁業生産基盤、漁村生活環境の整備を推進するとともに、我が国周辺水域の漁業振興を図るため、資源管理型漁業の一層の推進、定着化を進めます。

以上のような農林水産施策を展開するため、平成七年度の農林水産予算の編成に際しましては、今後の農林水産政策の着実な推進の第一歩として、十分に意を用いたところであります。

また、施策の展開に伴って必要となる法制の整備につきましては、今後、当委員会の場におきましてよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上、所信の一端を申し上げましたが、私は、魅力あふれ、活力に満ちた農林水産業、農山村の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

委員各位におかれましては、農林水産行政推進のため、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(青木幹雄君) 以上で所信の陳述は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(青木幹雄君) 青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。大河原農林水産大臣。

○農務大臣(大河原太一郎君) 青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案及び農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

まず、青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

農業は、国民生活に不可欠な食料の安定供給という基本的な使命に加えて、国土や自然環境の保全、地域経済・社会の維持発展など極めて多様な重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年、農村における高齢化の進展等から、農業の担い手不足が顕在化しており、青年農業者の確保の重要性が増大しております。

特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、我が国の農業経営を取り巻く環境が一層厳しくなっていくことが懸念される中で、農業が果たしているさまざまな機能を発揮させ、その健全な発展と農村の活性化を図っていくためには、経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営の担い手となることが期待される青年の就業を促進していくことが急務であると考えております。

このため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、無利子の就業支援資金の貸し付けを中心とした特別措置を講ずることにより、青年の就業促進を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、新たに就業しようとする青年が作成する就業計画に対する認定制度であります。

都道府県は就業促進方針に即し、新たに就業しようとする青年は、就業計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その認定を受けることができることとし、このような認定就農者に対し、重点的に就業支援措置を講ずることとしております。

第二に、都道府県青年農業者育成センターの指定であります。

都道府県知事は、就業支援資金の貸し付け、新たに就業しようとする青年に対する情報の提供等一定の就業支援業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる公益法人を、都道府県に一個に限り、都道府県青年農業者育成センターとして指定することができることとしております。

第三に、就業支援資金の貸し付けであります。

都道府県青年農業者育成センターは、認定就農者が就業計画に従って就業するのに必要な農業の技術または経営方法を実地に習得するための研修その他の就業準備に必要な資金を無利子で貸し付けることができることとしております。なお、認定就農者が条件不利地域に就業した場合については、償還期間の特例を設けることとしております。

このほか、認定就農者に対し農業改良資金助成法の特例を設けるとともに、都道府県における就業支援体制の整備が図られるよう、所要の措置を講ずることとしております。

統括しまして、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年、農業をめぐる情勢は著しく変化しており、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、我が国の農業経営を取り巻く環境が一層厳しくなっていくことが懸念されております。特に、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域においては、ウルグアイ・ラウンド農業合意の影響が集中すると考えられますが、これらの条件不利地域においては、規模拡大による対応が困難であることから、地域の特性を生かした新規作物の導入等により、農業経営の改善を図っていくこと

が急務であると考えております。

このため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、条件不利地域において新規作物の導入等による農業経営の改善を図るための無利子資金の貸し付けを行う等の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、条件不利地域における農業経営の改善を促進するため、特定地域新部門導入資金を創設することとあります。

特定地域新部門導入資金は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、農業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる作物等を導入し、新たな農業部門の経営を開始するのに必要な資金とすることとしております。なお、本資金が条件不利地域を対象としていることにかんがみ、従来の農業改良資金よりも長い償還期間及び据置期間を設定することとしております。

第二に、特定地域新部門導入資金につきましては、一定の要件に該当し、都道府県の指定を受けた市町村が貸し付けを行うことができることとし、政府は、当該貸付事業に必要な資金の全部を貸し付ける都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けることができることとしております。

続きまして、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、本合意が我が国農業・農村に及ぼす影響を極力緩和するとともに、農業・農村を二十一世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業及び地域としていくために必要な対策を、重点的、計画的に実施していくことが求められております。この一環として、農業に関する技術の研究開発の分野につきましても、

国、都道府県及び民間の研究勢力を結集し、生産現場に直結した新技術の開発を強力に推進することが喫緊の課題となっております。

このような情勢に対処するため、生物系特定産業技術研究推進機構に、緊急かつ計画的に行う必要がある農業に関する技術の研究開発の業務を行わせることにより、民間の研究開発能力を活用するための特別の措置を講じ、農業に関する技術の向上を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域特性に即した農業の振興を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、生物系特定産業技術研究推進機構に行わせる研究開発等の業務の計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表することとしております。

第二に、機構の業務として、民間の研究開発能力を活用することによってその効果的な実施を期待できる農業に関する技術の研究開発を行うこと等を追加することとしております。

第三に、機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従って、研究開発業務の一部を民間に委託することができることとしております。

第四に、機構は、研究開発業務に関し、農林水産省の試験研究機関または都道府県に対して、助言、協力を求めることができることとしております。

最後に、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年、農業をめぐる情勢は著しく変化しており、また、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、我が国の農業経営を取り巻く環境は一層厳しくなっていくことが懸念されております。

こうした我が国の農業をめぐる急激な環境の変化に対応するためには、従来を大幅に上回るペースでの農地の流動化を進め、効率的かつ安定的な

農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現することが緊急課題となっております。

このため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、一昨年の農業経営基盤強化促進法の改正で整備された農地保有合理化事業について、その積極的な推進が可能となるよう、農地保有合理化法人に対する支援の強化を図るとともに、育成すべき農業経営に農用地の利用を集積するため、農地保有合理化法人による農用地の買入れ協議制度の創設等の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農地保有合理化事業について、その積極的な推進が図られるよう、農地保有合理化法人に対する支援を強化することとしております。

具体的には、農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のための助成、農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金についての債務保証等を新たに実施することとしております。なお、支援措置を行う法人を農地保有合理化支援法人として位置づけ、必要な監督を行うこととしております。

第二に、所有者から農業委員会に売り渡しの申し出があった農用地について、担い手への集積を図るため、農地保有合理化法人による買入れが必要である旨の農業委員会の要請を受けた場合において市町村長が特に必要と認めるときは、農地保有合理化法人は買入れ協議を行うことができることとしております。

何とぞ、これら四法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(青木幹雄君) 以上で四案の趣旨説明の聴取は終わりました。四案に対する質疑は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

一、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

一、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案

青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

(目的) 第一条 この法律は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就業支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年の就業促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において、「青年」とは、農林水産省令で定める範囲の年齢の者をいう。

2 この法律において、「就業支援資金」とは、第四条第一項の認定を受けた者(以下「認定就業者」という。)が同項の認定に係る就業計画(同条第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就業計画」という。)に従って就業するのに必要な農業の技術又は経営方法を实地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金で政令で定めるものをいう。

(就業促進方針) 第三条 都道府県知事は、当該都道府県における青年の就業促進に関する方針(以下「就業促進方針

針」という。)を定めるものとする。

2 就農促進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 青年の就農促進に関する基本的な方向

二 就農支援資金の貸付けその他の青年の就農促進を図るための措置に関する事項

三 青年の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項

3 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、就農促進方針を変更するものとする。

4 都道府県知事は、就農促進方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(就農計画)

第四条 新たに就農しようとする青年は、農林水産省令で定めるところにより、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 就農時における農業経営又は農業従事の様相に関する目標

二 前号の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を实地に習得するための研修その他の就農の準備に関する事項

三 第一号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の就農時においてとるべき措置に関する事項

4 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 認定就農者は、認定就農計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による認定就農計画の変更の認定について準用する。

(法人の指定)

第五条 都道府県知事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、都道府県青年農業者育成センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第六条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 就農支援資金の貸付けを行うこと。

二 新たに就農しようとする青年に対し、農業の技術又は経営方法の習得に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 青年農業者が共同して行う農業の技術に関する研究その他の自主的な活動に対する援助を行うこと。

四 青年農業者と農業に関連する事業を行う者、消費者等との交流を促進すること。

五 青年の就農促進に関する調査及び啓発活動を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、青年農業者の育成を図るために必要な業務を行うこと。

(就農支援資金の利率、償還期間等)

第七条 前条第一号の就農支援資金は、無利子とする。

2 前条第一号の就農支援資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 前条第一号の就農支援資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき四年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

4 前条第一号の就農支援資金の一認定就農者ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(就農支援資金の償還期間の特例)

第八条 センターは、認定就農者が地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて、農林水産省令で定めるところにより就農した場合

には、就農支援資金について、その償還期間(据置期間を含む。)を八年を超えない範囲内で、その据置期間を五年を超えない範囲内で、それぞれ延長することができる。

(一時償還)

第九条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、前二条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、就農支援資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するものとする。

一 認定就農計画に係る研修の終了後就農しなかつたとき。

二 就農支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 償還金の支払を怠つたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた認定就農者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から

支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第十一条 センターは、政令で定めるところにより、その行う第六条第一号に掲げる業務(以下「貸付業務」という。)に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

(業務規程)

第十二条 センターは、貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(次項において「業務規程」という。)を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第十三条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第十四条 センターは、貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督等)

第十五条 都道府県知事は、第六条各号に掲げる

業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、セクターに対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、セクターが第六条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、セクターに対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、セクターが前項の規定による命令に違反したときは、第五条第一項の指定を取り消すことができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第五条第一項の指定を取り消した場合における貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(負担金についての必要経費算入の特例等)

第十六条 セクターが行う第六条第二号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

(都道府県の貸付け)

第十七条 都道府県は、セクターが貸付業務を行うときは、セクターに対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。

2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(国の貸付け)

第十八条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

2 国が前項の規定により貸し付ける資金(以下この条において「国の貸付金」という。)の額は、各年度において、都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、前年度までの国の貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

3 国の貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(都道府県の特別会計)

第十九条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二十二号)第十八条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

(一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理)

第二十条 都道府県は、第十八条第三項の規定により国からの借入金金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

(農業改良資金助成法の特例)

第二十一条 農業改良資金助成法第二条第四項の青年農業者等育成確保資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて就農するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、必要と認められる種類の資金につき五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 第一項の資金の一認定就農者ごとの限度額

は、農業改良資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(農用地の利用関係の調整)

第二十二條 農業委員会は、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(次項において「農用地」という。)について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行うに当たっては、認定就農者が認定就農計画に従つて就農できるよう努めるものとする。

2 都道府県農業会議は、認定就農者の円滑な就農に資するため、広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、就農に必要な農用地に関する資料及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

(援助)

第二十三條 国及び都道府県は、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(協力)

第二十四條 セクター、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会及び都道府県の区域を事業実施地域とする農地保有合理化法人は、青年の就農促進を図るため、必要な情報を交換して、相互に協力するよう努めるものとする。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)

第二条 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法に改め、「貸付け」の下

に「及び青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第号)第十八条第一項の規定による貸付け」を加える。

第二条第一項中「同じ。」の下に「、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第三項の規定による償還金」を加え、「同法第三条」を「農業改良資金助成法第三条」に改め、「対する貸付金」の下に「、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項の規定による都道府県に対する貸付金」を加え、同条第二項中「都道府県に」を「同法第三条の規定による都道府県に」に、「同法第三条を」同条に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項に規定する青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第三項の規定による償還金の額に相当する金額は、第一項に規定する同法第十八条第一項の規定による都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う同法第十七条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められるに至ったときは、当該必要がないと認められる範囲内の金額については、この限りでない。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第三条 農業改良資金助成法の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「必要な資金」の下に「(青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第号)第二条第二項の就農支援金を除く。)」を加える。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「行い」の下に、「特定の地域において新たな農業部門の経営を開始し」、「生産方式改善資金」の下に、「特定地域新部門導入資金（当該資金の貸付けを行う市町村に対する当該貸付けに必要な資金を含む）」を加える。

第二條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特定地域新部門導入資金」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業経営の改善を促進するため普及を図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法を導入し、新たな農業部門の経営（当該農業部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を含む。以下同じ）を開始するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

第三條中「生産方式改善資金」の下に、「特定地域新部門導入資金」を、「貸付け」の下に（次項の規定により指定された市町村の区域内の農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けを除く。）を加え、同条に次の一項を加える。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市町村を、その申請により、この法律の定めるところにより農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けの事業を自ら行う市町村として指定し、当該市町村に対し、当該事業に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が行う事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

一 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第四條第一項の基盤整備計画その他これに準ずる計画で農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理

方法若しくは飼養管理方法の導入について定めたものを作成していること。

二 その他政令で定める基準に適合すること。

第四條中「前条」を「前条第一項」に改め、「百分の九十」とし「の下に」「特定地域新部門導入資金」を加える。

第五條第一項中「それぞれの種類ごとに、」を「にあつては」「政令で」を、「特定地域新部門導入資金にあつては十二年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに政令で」に改め、同条第二項中「据置期間は」の下に、「生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては」を、「範囲内で」の下に、「特定地域新部門導入資金にあつては、必要と認められる種類の貸付けにつき五年を超えない範囲内で、それぞれ」を加える。

第六條第一項中「第三條」を「第三條第一項」に改め、第七條中「第三條」を「第三條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八條中第四項を第五項とし、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特定地域新部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る特定地域新部門導入資金をもつて作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法を導入し、新たな農業部門の経営を開始することにより当該申請者の経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域において当該作物若しくは当該家畜又は当該栽培管理方法若しくは当該飼養管理方法を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

第十八條第二項中「貸付金の」を「貸付金及び都道府県が行う第三條第二項の貸付けに係る資金（以下この項において「貸付金等」という。）の」に「含む。」及び「を含む。」並びに「に」「貸付金、」を「貸付金等、」に改める。

第十九條第一項中「第三條」を「第三條第一項」に改める。

第二十二條第一項及び第二項中「第三條」を「第三條第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第二十三條 第四條から第七條までの規定は指定市町村（第三條第二項の規定により指定された市町村をいう。以下同じ。）が行う第三條第二項の特定地域新部門導入資金の貸付けについて、第九條から第十一條まで及び第十九條の規定は指定市町村について、第二十條第二項の規定は都道府県が行う第三條第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、第六條第一項中「都道府県は」とあるのは「指定市町村は」と、第十九條第一項中「第三條第一項」とあるのは「第三條第二項」と、同項及び同条第二項中「農業協同組合連合会」とあるのは「農業協同組合」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正

（青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法平成七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「第二條第四項」を「第二條第五項」に改める。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法

（目的）
第一條 この法律は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開

発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構（以下「機構」という。）に当該研究開発の業務を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための特別の措置を講じ、もって農業に関する技術の向上を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ることを目的とする。

（基本方針）

第二條 農林水産大臣は、農業に関する技術の研究開発の動向を勘案して、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（機構の行う農業に関する技術の研究開発等の業務）

第三條 機構は、生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号。以下「機構法」という。）第二十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、前条の規定に基づいて農林水産大臣が定める基本方針に従って、次の業務を行う。

一 緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発であつて、民間の研究開発能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができもの（農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六條第一項第一号及び第三号に掲げる業務を除く。）を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（出資）

第四條 機構は、前条に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(業務の委託)

第五条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従って、第三条第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

(特別の勘定)

第六条 機構は、第三条に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(機構法の特例)

第七条 第三条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第七條第一項中「第二十九條第二項に規定する業務」とあるのは「第二十九條第二項に規定する業務及び農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法(平成七年法律第 号。以下「農業技術研究開発法」という。)第三條に規定する業務」と、機構法第四十一條中「この法律」とあるのは「この法律及び農業技術研究開発法」と、機構法第四十二條第二項及び第四十三條第一項中「又は農業機械化促進法」とあるのは「農業機械化促進法又は農業技術研究開発法」と、機構法第四十四條第二項中「及び農業機械化促進業務に係る出資」とあるのは「農業機械化促進業務に係る出資及び農業技術研究開発法第三條に規定する業務(以下「研究開発業務」という。)に係る出資」と、機構法第四十五條第一項中「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し」とあるのは「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し、研究開発業務に係る勘定に属する額に相当する額を研究開発業務に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務又は研究開発業務」と、機構法第四十六條第二項第二号中「定めようとするとき」とあるのは「定めようとするとき又は農業技術研究開発法第二條の規定により基本方針を定めようとするとき」と、同項第三号中「第三十九條」とあるのは「第三十九條又は農業技術研究開発法第四條第一項と、機構法第四十七條第一項第六号中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務及び研究開発業務」と、機構法第五十條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は農業技術研究開発法」と、同条第三号中「第二十九條第一項及び第二項」とあるのは「第二十九條第一項及び第二項並びに農業技術研究開発法第三條」とする。

とあるのは「第三十九條又は農業技術研究開発法第四條第一項と、機構法第四十七條第一項第六号中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務及び研究開発業務」と、機構法第五十條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は農業技術研究開発法」と、同条第三号中「第二十九條第一項及び第二項」とあるのは「第二十九條第一項及び第二項並びに農業技術研究開発法第三條」とする。

(農林水産省の試験研究機関の協力等)

第八条 機構(第五條の規定により業務の委託を受けた者を含む。)は、第三条第一号に掲げる業務に関し、農林水産省の試験研究機関又は都道府県に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

二月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国営川辺川総合土地改良事業の中断に関する請願(第二号)(第七号)

一、国有林野事業特別会計制度の見直しに関する請願(第六九号)

第二号 平成七年一月二十日受理
国営川辺川総合土地改良事業の中断に関する請願(百二十二通)
請願者 熊本市鶴羽町八二六ノ三 高見 幸男 外百二十一名
紹介議員 紀平 悌子君

国営川辺川総合土地改良事業は、そもそも昭和三十四年ごろ国の農業構造改善事業等の農業政策に合致させるため、熊本県が水田開発を目的とした「川辺川総合開発計画」が基本となり、その後国の米の余剰在庫問題による生産調整減反政策により、水田開発が禁止され、やむなく畑地灌漑(かんがい)に名目を変更し継続計画が進められている。本来の水田開発が中断した現況においては、特に水を必要としない作物に転換し、既に規模拡大経営を指向してきた農家も現況以上の経営投資はかえって経営不安定を促し、小規模農家においては後継者もいないため、過剰な経営投資はかえって償還金等の負債を後世に残す結果となる。また現在の農業情勢では意欲的に農業経営の規模拡大充実を目指す農家は少ない。については、税金の無駄使いになる国営川辺川総合土地改良事業を中断させたい。

第七号 平成七年一月二十三日受理
国営川辺川総合土地改良事業の中断に関する請願(四十二通)
請願者 熊本県八市瓦屋町一、八一九ノ一三 山下信人 外四十一名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九号 平成七年一月二十六日受理
国有林野事業特別会計制度の見直しに関する請願
請願者 福岡県筑紫野市二日市四五ノ一 池木光夫 外九百六十五名
紹介議員 三重野 栄子君

一、森林は多面的資源と公益的機能を有しており、祖先から受け継いだ優れた原生的自然林を後世に残すためにも、真に国民のための国有林にすること。

二、国有林野事業特別会計の「独立採算制」を廃止し、一般会計からの繰入れを行うこと。

理由
この数十年、かつてない規模とスピードで森林の破壊が進み、今日では、人間の生存をも左右する緊急な課題として国際的に論じられるようになってきた。国内でも、森林の保護を目指す様々な動きが活発になってきている。我が国の国土の約七十%を占める森林、その中で国有林の持つ役割は特別なものがある。国有林は、我が国の森林面積の三十一%を占めているだけでなく、原生林やそれに近い自然林の多くがその中に含まれている。そして水源かん養林、水害防備林、風致保安林など七種にも上る保安林としての役割が設定され、その保護に配慮されてきた。しかし、今私たちが目にする国有林は、伐採に次ぐ伐採で、以前とは様相が一変してしまつた。国有林の保護、育成事業が独立採算制で行われており、林野事業を守るという理由で森林が伐採されてきた。それでもなお、累積赤字は二兆八千億円にも達し危機的な状況になっていると聞いている。森林は生活に必要な木材などを産出するだけでなく、清らかな空気や水をつくりだし、水害や山地の崩落を防ぎ、動植物を育て、また休養・レクリエーションの場を提供する。その森林を守るために、独立採算制を見直し、健全な国有林野事業へ改善されることを切望する。

二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案
農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 農地保有合理化法人（第七條―第十一條）」を「第二節 農地保有合理化法人（第七條―第十一條）」を「第三節 農地保有合理化支援法人（第十一條―第二十一條の八）」に、「第三十七條」を「第三十八條」に改める。

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 農地保有合理化支援法人

（指定）

第十一條の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次條に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「農地保有合理化支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 農地保有合理化支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第十一條の三 農地保有合理化支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業（以下「農地保有合理化事業等」という。）の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。

二 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のための助成を行うこと。

四 農地保有合理化事業に関する啓発普及を行うこと。

五 農地保有合理化事業に関する調査研究を行い、及び農地保有合理化事業に従事する者の研修を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十一條の四 農地保有合理化支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務規程の認可）

第十一條の五 農地保有合理化支援法人は、第十一條の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。（事業計画等）

第十一條の六 農地保有合理化支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農地保有合理化支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第十一條の七 農地保有合理化支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（準用）

第十一條の八 第九條、第十條第一項及び第十一條の規定は、農地保有合理化支援法人について準用する。この場合において、第九條、第十條第一項及び第十一條中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九條及び第十條第一項中「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一條の三に規定する業務」と、第十一條中「承認」とあるのは「指定」と、同条第一項中「第七條第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第一号中「第五條第二項第四号ロ又は第六條第三項に規定する法人でなくなつたとき」とあるのは「第十一條の三に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公示」と読み替へるものとする。

第十三條第一項中「旨の申出」の下に「又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出」を加え、「その」を「それら」に改め、「勘案して」の下に「認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう」を加える。

第十三條の二 承認市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地保有合理化法人を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地保有合理化法人による買入れが特に必要であると認めるときは、承認市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2 承認市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地保有合理化法人が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、前条第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地保有合理化法人以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買入れた農地保有合理化法人は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

第三十七條の次に次の一条を加える。

(過料)

第三十八条 第十三条の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(予備審査のための付託は一月三十一日)

一、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月三十一日)

一、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(予備審査のための付託は一月三十一日)

一、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は同日)